



身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

神奈川県警察から
緊急告知

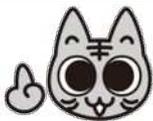
「還付金がある」「ATMで手続きができる」との電話が…

還付金詐欺が増加中!!

事例

自宅に、「〇〇市役所の神奈川太郎と申します。△△様に医療費の還付金がありますので、以前に自宅に書類を送付させていただいたのですが、まだその書類が返送されておりません。今から手続きをしますので、最寄りのATMに行ってください。」等の内容の電話があったので、近くのATMに行き、携帯電話で話しながら、指示どおりにATMを操作して、お金を振り込んでしまった。

アドバイス



『ATMでお金が還付されることはありません!!』

- 📞 電話を常時留守番電話設定にしておきましょう!
- 📞 迷惑電話防止機能付き電話の設置も有効です。

- ◆ 医療費や保険料等様々な名称を使って、「手続きをすればお金が還付されますよ」などと、巧みな話術でだまそうとします。
- ◆ どのような内容であったとしても、ATMでお金が還付されることはありません!!絶対にだまされないでください!!
- ◆ こうした詐欺の被害にあわないために、知らない番号の電話には出ないことが大切です。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

☎ 局番なし 188
(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



令和4年4月から成年年齢が引き下げられました！



令和4年4月1日、民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引下げとなりました。これからは、18歳・19歳も大人として取り扱われます。

ローンを組んだり、クレジットカードを作ることができるようになる一方、大人になってからの契約は、「未成年者取消権(※)」が使えなくなります。

つまり、**新成人は狙われる！**



※保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利

(若者に多いトラブル事例)

- 先輩の誘いを断れず投資の教材を購入してしまった
- エステの無料体験だけのつもりがコース契約してしまった
- 一回きりの購入だと思ったら定期購入だった
- 出会い系サイトで知り合った人に実際会うためには高額なポイント購入が必要だった



悪質な事業者は、契約に不慣れな若者を狙っています。SNSを使い、友達などを装って近づいてくる場合もあります。「プレゼント」「あなただけ特別」などの甘い言葉には要注意！「必ず儲かる」ことはありません。契約書はよく読んで、内容を理解してから契約しましょう。

成年年齢引下げについて詳しく知りたい方は、ホームページをご覧ください！

若者向け情報サイト



保護者向け特設サイト



神奈川県消費生活審議会委員を募集しています。(募集期間：4月6日～5月6日)ご興味・ご関心のある方は、下記アドレスからホームページをご覧ください！
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370230/r4koubo.html>



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しよう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506